

外国人による遊漁（トローリング（ひき縄づり））について

1 現行制度の概要

（1）水産動植物の採捕（遊漁によるものを含む。）の制度概要

日本人による水産動植物の採捕（遊漁によるものを含む。）については、漁業法等により漁具漁法の制限が行われているが、こうした制限を受けることなく採捕可能なものを、都道府県が漁業調整規則で定めている。具体的に漁業調整規則で遊漁者等が行える漁具漁法は、さおづり、手づり、たも網等となっている。ただし、漁業調整委員会指示により、遊漁に関する制限を設けている場合もある。

一方、外国人に対する軽易な水産動植物の採捕（遊漁によるものを含む。）については、

- ① 領海及び内水では、上述の国内制度（漁業関連法令）及び外国人漁業の規制に関する法律（以下「外規法」という。）
- ② 排他的経済水域では、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「漁業主権法」という。）

により漁具漁法等を定めている。具体的な内容は、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則において、さおづり、手づり、たも網等となっている。

（2）トローリング（ひき縄づり）について（遊漁によるもの）

遊漁における「トローリング（ひき縄づり）」については、水産資源の保護培養又は漁業調整上の観点から、多くの都道府県の漁業調整規則で禁止されているが、複数の都道府県では、遊漁者等が行えることになっている。ただし、これらの都道府県の多くは、漁業調整委員会指示により採捕者等の承認制を導入し、漁業と遊漁の調整を図っている。

しかしながら、外国人については、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則により、こうした都道府県であっても遊漁等でこの漁法を行うことはできない。

2 制度の見直しについて

マリンレジャーとしての釣りが多様化する中、スポーツフィッシングとしての遊漁による「トローリング」が普及してきており、前述のとおり、複数の都道府県で遊漁によるトローリングが行われている。他方で、近年は外国人観光客を誘致したトローリング大会の開催需要が高まっているものの、外国人観光客は外規法施行規則及び漁業主権法施行規則によりトローリングを行うことができない。

漁業と一貫性のある資源管理を目指す中で、海洋生物資源の保存及び管理並びに漁業調整上の支障がない範囲において遊漁が秩序を持って行われることは、漁村地域の振興・存続にとって有益である。このため、日本人の遊漁者によるトローリングが認められている地域については、各地域の要望や実情に応じて、海域などを指定して外国人の遊漁者によるトローリングを可能とすることができるよう検討を進めていくこととする。